

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人善和会
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町東神田三丁目33番地
- (3) 設立認可年月日 平成17年6月28日
- (4) 設立登記年月日 平成17年7月12日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	半田眼科 垂井診療所	2112400672	岐阜県不破郡垂井町 東神田三丁目33番地	—

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年8月25日 令和6年度決算の決定

令和8年6月30日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 26-3

法人名 医療法人菁和会
所在地 岐阜県不破郡垂井町東神田三丁目33番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和8年6月30日現在)

1. 資 産 額	196,413 千円
2. 負 債 額	29,225 千円
3. 純 資 産 額	167,188 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	136,494
B 固 定 資 産	59,919
C 資 産 合 計 (A + B)	196,413
D 負 債 合 計	29,225
E 純 資 産 (C - D)	167,188

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 4 （旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人菁和会
所在地 岐阜県不破郡垂井町東神田三丁目 3 3 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	136,494	I 流 動 負 債	17,000
II 固 定 資 産	59,919	II 固 定 負 債	12,225
1 有 形 固 定 資 産	27,534	負 債 合 計	29,225
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	32,385	科 目	金 額
		I 資 本 金	30,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	137,188
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	167,188
資 産 合 計	196,413	負 債 ・ 純 資 産 合 計	196,413

様式 2 6－2－2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人菁和会
所在地 岐阜県不破郡垂井町東神田三丁目 3 3 番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	200,377
2 事業費用	213,222
本来業務事業損失	△ 12,845
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 12,845
II 事業外収益	7,437
III 事業外費用	1,164
経常損失	△ 6,572
IV 特別利益	0
V 特別損失	490
税引前当期純損失	△ 7,062
法人税等	314
当期純損失	△ 7,376

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人菁和会

理事長 半田 登美代 殿

私は、医療法人菁和会の令和7会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月20日
医療法人菁和会
監事 安田 洋一